

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 6月19日午前10時00分				議 長	山野井 隆
	散会	令和8年 6月19日午前10時44分				議 長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長 彦 坂 哲		事 務 局 次 長		蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康 英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸 行
総	務 部	長	立	野	啓 司
政 策 推 進 部		長	渡	来	真 一
財 政 部		長	海	老 原	輝 夫
健 康 福 祉 部		長	飯	山 貴	与 子
こ ど も 部		長	香	取	美 弥
ま ち づ く り 振 興 部		長	森	川	和 典
建 設 部		長	原	部	英 樹
都 市 整 備 部		長	浅	野	和 生
教 育 部		長	飯	竹	永 昌
消 防		長	岡	田	直 紀
会 計 管 理		者 長	齊	藤	理 昭
総 務 課		長	土	谷	靖 孝

令和 8 年第 2 回取手市議会定例会議事日程（第 6 号）

令和 8 年 6 月 1 9 日（金）午前 1 0 時開議

- | | | |
|-------|----------------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2 7 号 | 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 2 9 号 | 取手市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 4 0 号 | 令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 意見書案第 3 号 | 中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について |
| | 意見書案第 4 号 | 殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について |
| 日程第 4 | 総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件 | |

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 27 号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 29 号 取手市税条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第 2 議案第 40 号 令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）
-
- 日程第 3 意見書案 中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について
第 3 号
意見書案 殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について
第 4 号
-
- 日程第 4 総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日 程 第 1 議 案 第 2 7 号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議 案 第 2 9 号 取手市税条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議案第 27 号及び議案第 29 号を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小堤 修君。

〔総務文教常任委員長 小堤 修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤 修君） 皆さん、おはようございます。委員長の小堤です。それでは、委員会に付託されました議案第 27 号及び第 29 号について、それぞれ審査の過程と結果について報告いたします。まず、議案第 27 号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてです。質疑に入る前に、事務局から補足説明がありました。「本条例の制定または改廃を議決しようとするときは、地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされています。しかし、本議案は地方自治法施行令の改正に伴う引用条項の整理であり、条例内容に自主的に変更を伴わないことから、監査委員への意見聴取は行う必要はない」とのことでした。質疑及び討論ともありませんでした。採決は全員賛成で可決しました。

続きまして、議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例についてです。質疑・討論ともありませんでした。採決は全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について、疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に表決には条件を付けることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 27 号及び議案第 29 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

議案第 27 号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日 程 第 2 議 案 第 4 0 号 令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

付託案件について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、小堤 修君。

〔総務文教常任委員長 小堤 修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤 修君） 委員長の小堤です。それでは、委員会に付託されました議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）所管事項について、

審査の経過と結果について報告いたします。質疑は2名の委員から、学力向上推進事業に要する経費、英語学習アプリケーション使用料について及び放課後児童対策事業に要する経費、放課後子どもクラブ施設利用オンライン申請システム使用料と業務支援システム使用料についてでした。質疑終了後、通告委員の質疑応答の経過から、2名の委員より2つの質疑がありました。1つは、放課後子どもクラブに通う子どもたちの安全確保について。もう一つは、英語学習アプリケーション使用料の効果と検証結果についてでした。討論はありませんでした。採決は全員賛成で当委員会所管事項を可決しました。なお、議案第40号の質疑等の詳細については、議会委員会記録及び配信されていますユーチューブにて御確認ください。以上です。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、杉山尊宣君。

〔福祉厚生常任委員長 杉山尊宣君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（杉山尊宣君） 委員長の杉山です。それでは、福祉厚生常任委員会に付託されました議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）所管事項について、審査の経過と結果について報告いたします。2名の委員から質疑があり、その後1名の委員から発言の経過からの質疑がありました。ある委員から、現在、生活保護を受給している世帯及び既に保護が廃止されている世帯への支給方法と周知についての質疑があり、「現在、受給中の世帯には、補正予算成立後、プッシュ型により速やかに支給する一方、廃止世帯は申出制となるため、国から配布されるパンフレットやポスターの配置に加え、広報とりで・市ホームページ・メールマガジン及びLINEを活用して周知する」との答弁がありました。また、生活保護費が下がり影響を受けた追加給付の対象世帯、及び今後の支給の見通しは、との質疑については、「現在、生活保護を受給している1,157世帯と、既に廃止されている766世帯の合計1,923世帯を見込んでおり、既に亡くなっている方は対象外となること、国から令和8年度中に支給を終えるとされている」との答弁がありました。次に、ある委員から、対象となる廃止世帯が把握できているのであれば、広報等による一般的な周知だけでなく、個別に通知するべきではないか、という質疑があり、「国から、廃止世帯については申出制とされており、市から個別通知やプッシュ型による案内は想定していないことから、国が示す手続方法に基づき対応する」との答弁がありました。討論はなく、議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）所管事項は、全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長 入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君） 建設経済常任委員長の入江洋一です。当委員会に付託された議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）所管事項の審査の経過と結果を御報告いたします。2名の委員から質疑があり、それぞれ執行部より答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第40号は可決しました。詳細につきましては、取手市議会ユーチューブサイトもしくは議事録を御覧ください。以上で報告を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。1点目は、本市の治水・排水対策において極めて重要な役割を担う新川第1排水機場除塵機改修工事です。排水機場は、低地や農地を浸水から守る要であり、そこに設置された除じん機は、流れてくるごみや流木などを自動で取り除き、排水ポンプの停止という最悪の事態を防ぐ重要な設備です。稼働から35年が経過し老朽化が進む現設備を改修することは、激甚化する気象災害から市民の生命と財産を守るために不可欠です。

2点目は、放課後子どもクラブ業務のデジタル化事業です。デジタル化は単なる効率化の道具ではなく、子どもたちの安全、保護者の利便性向上、支援員の職場環境の改善など、現場のアナログな課題を解消し、こどもまんなか取手市としての基盤を築くための重要な事業です。今後、スマホ市役所への移行も検討していただき、本事業の速やかな推進を求めます。以上、賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論をいたします。今回の補正予算には、市民サービスの維持と向上、そして将来を担う子どもたちへの教育投資という観点から、重要な事業が盛り込まれております。まず、市役所窓口及び電話受付時間の変更に伴う対応についてです。窓口時間が短縮されることに対して、市民の皆様から不安の声が出ることも想定されます。しかしながら、その不安をできる限り解消するため、業務時間外の電話問合せに対応する音声案内アナウンス装置の導入や、各庁舎における丁寧な周知を行うための予算が計上されております。制度を変えることだけが目的ではなく、市民の皆様が安心して行政サービスを利用できる環境を整えることが重要であります。そのための必要な投資として評価するものであります。

次に、生成AIを活用した英語学習アプリ導入事業についてです。本事業は、国の地域未来交付金の対象事業として採択され、導入時に3年間分のランニングコストを補助対象経費として活用できることから、将来の財政負担の軽減にもつながる内容となっております。生成AI技術は、今後ますます社会に浸透していくことが想定されます。子どもたちが英語を学ぶだけでなく、デジタル技術を活用しながら主体的に学ぶ力を育むことは、将来を見据えた教育投資として大変意義のある取組であると考えます。また、国の財源を有効に活用しながら教育環境の充実を図る姿勢は高く評価できるものであります。今回の予

算が市民の皆様の安心につながり、そして子どもたちの未来への投資として確かな成果を生み出すことを期待し、賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）に対する各委員長の報告は、可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第40号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3	意見書案	中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経
第3	号	済支援を求める意見書について
意見書案	殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について	
第4	号	

○議長（山野井 隆君） 日程第3、意見書案第3号及び意見書案第4号を一括議題といたします。本件については、6月12日に提出者説明、質疑まで終結しています。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。意見書案第3号、中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について、賛成の討論をいたします。アメリカとイスラエルが始めたイラン戦争で、石油関連製品の原料であるナフサが不足し、生活に欠かせない製品の価格が高騰、品切れ状態が続き、医療・建設・農業など幅広い分野をナフサショックが襲い、仕事・暮らしに甚大な影響をもたらしています。住宅の新築・リフォームなどを手がける工務店の方からは、「ナフサ製品が出回らなくなって、断熱材・接着剤・ビニール・養生シート・シンナー等が新たに入っていない。ユニットバスはメーカーが先月から造っていない。取りあえずの在庫で仕事をしているが、7月からの仕事は見通しが立たない」など声が寄せられ、高市早苗首相が、「原油は足りている。ナフサ不足は目詰まり」と説明していることに、現に不足し値上がりしている現場の実態を

分かろうとせず、さらに怒りの声です。取手市内からも同じような切実な声として寄せられています。また、低所得者世帯、高齢者世帯などからは、「年金収入は変わらないのに、食料品や日用品、電気代が次々と値上がりし、生活費を切り詰めざるを得ない。健康への不安が絶えない」などの声も日々寄せられています。日本共産党は——日本共産党市議団は、6月3日、イラン攻撃による物価高騰・資材不足から市民の暮らしと営業を守るための緊急要請書を取手市長に提出いたしました。政府の中東情勢等対応としての令和8年度補正予算は、予備費を積み上げただけで、電気・ガス料金の補助など、従来の延長線上にとどまり、重点支援地方交付金も1,000億円と少なく、不十分過ぎるものです。地域の中小企業、小規模事業者、農業従事者、運輸事業者、医療福祉事業者、子育て世帯、高齢者世帯、低所得者世帯においても、今後の価格の動向や供給の先行きに不透明感や不安感は払拭できません。国による迅速かつ実効性ある対策が求められます。また、私たちは、経済の再生と暮らしを守る最大の効果が期待できる、消費税の減税の速やかな実施を図ることも必要だと考えております。以上、申しまして、意見書案第3号の賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。意見書案第3号、中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について、賛成討論をいたします。中東情勢に伴う原油価格の高騰という事態を通じて、私たちの日常生活がどれほど石油に頼っているのか、改めて気づかされました。自動車のガソリン、家庭の灯油、農業で使う資材、病院や介護施設の運営、そして食べ物を運ぶ物流に至るまで、私たちの生活のあらゆる場面で石油は欠かすことができません。石油の供給が少なくなるだけで、生活全体が大きく揺らぎます。これまで当たり前だと思っていたことが、実は非常に脆弱な土台の上に成り立っていたのだという現実、正直、愕然といたしました。同時に、この状況は私たちの大きな問いかけをしています。それは、今のままの生活でよいのかということです。地球の環境が深刻な状況にある今だからこそ、私たちは石油に大きく頼った現在のライフスタイルと価値観を、しっかり見直す必要があるのではないのでしょうか。これは環境問題というだけでなく、私たちの生活を守るという視点からも、とても大切なことだと考えます。再生可能エネルギーへの転換、エネルギーの無駄を減らす工夫、公共交通の充実、食料やエネルギーの地産地消の取組など、石油に頼らない新しい生活の在り方を地域から少しずつ探していく、そして実行していく——今がその時ではないかと私は考えます。しかし、転換していくには時間がかかります。その間、石油に頼らざるを得ない現在の状況の中で市民の生活を守ることは、私たちの重要な責務です。よって、この意見書が求める、安定した燃料油の供給確保と市民生活を支えるための十分な財政支援は極めて重要です。国に対して迅速で実効性のある対策を強く要望します。以上、本意見書案に賛成をいたします。

続きまして、意見書案第4号、殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書に対して、

賛成討論いたします。日本国憲法第9条は、戦争を放棄し、平和を守ることを定めています。

〔発言する者あり〕

○8番（根岸裕美子君） ん……

○議長（山野井 隆君） すみません、続けてください。失礼しました。

○8番（根岸裕美子君） （続）日本は平和主義を国の根本として歩んできました。その中で、日本は武器を輸出しないという方針を守ってきました。それにより、国際社会の中で、日本は平和国家として信頼されてきました。しかし近年、政府は武器輸出の制限を次々と緩和し、殺傷能力のある武器まで輸出できるようにしてしまいました。これは、日本が大切にしてきた平和主義の理念を自ら手放す行為です。私が最も懸念することは、日本製の武器が海外の紛争で使われ人命を失わせることです。武器を輸出することは、日本が戦争に直接加担することになります。武器を輸出しない国として築いた日本の信頼を失ってはならないと思います。国際社会における日本の価値は、軍事力ではなく、平和を求める姿勢だったはずです。紛争を非暴力で解決しようとする「意志」のはずです。戦後、様々な局面がありながらも平和主義を貫いてきた日本が今、その理念を放棄してはならないと思います。平和貢献こそが本当の国際貢献です。以上のことから、本意見書に賛成をいたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。意見書案第3号、中東情勢に伴う燃料油等の安定供給の確保と更なる地域経済支援を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。中東情勢の緊迫化は、原油価格やエネルギー供給の不安定化を通じて、私たちの暮らしや地域経済に大きな影響を及ぼします。取手市においても、通勤・通学・買物や通院など、自家用車による移動は日常生活に欠かせません。また、農業・運輸・建設・医療・介護・福祉など、市民生活を支える多くの現場が燃料やエネルギーに支えられています。そして、燃料価格や電気・ガス料金の上昇は、家計への負担だけでなく、事業者の経営やサービスの維持にも影響を及ぼします。国においても対策は講じられておりますが、今後の情勢では、さらなる支援が必要になることが考えられます。本意見書案は、燃料油等の安定供給の確保、価格の高騰対策の充実、地方自治体への財政支援、そして中小企業や農業・運輸・医療・福祉分野への支援強化を求めるものであります。市民生活と地域経済を守るためにも、本意見書を国に提出する意義は大きいと考えます。以上のことから、本意見書に賛成といたします。

続きまして、意見書案第4号、殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。戦後、日本は平和主義を基本理念とし、専守防衛の考えの下に歩んできました。近年、安全保障環境の変化を背景として、防衛装備品の海外移転に関する制度の見直しが進められています。一方で、防衛装備品の海外移転については、安全保障上の必要を重視する意見がある一方で、慎重な対応を求める意見が多くあります。

本意見書は、その是非を直ちに断定するものでなく、殺傷能力のある武器の輸出について、慎重な対応を求めるとともに、平和国家としての日本の在り方について改めて議論を求めるものであると、私は理解しています。防衛政策や安全保障政策は、国の根幹に関わる重要な課題であり、国民の間にも様々な考え方があります。だからこそ、十分な議論を尽くし、慎重な判断を行うことが必要です。本意見書は、そのような議論を国に求める一つの意思表示として意義が大変あるものだとは私は考えます。以上の理由から、本意見書に賛成といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。提出者になっておりますけれども、私から、しっかり賛成討論をさせていただきたいと思っております。殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。日本は戦後、日本国憲法の理念に基づいた平和国家として歩んできました。非核三原則を事実上、国是とし、1981年には衆参両院が全会一致で武器輸出三原則を決議し、国の方針としてきました。その歩みは、世界に向ける日本の平和国家という信頼の形であり、世界の国々から深い信用を受けてきた根幹です。武器輸出に関しては、2014年に防衛装備移転三原則に変更され、5類型に当てはまるものは輸出ができるようになりました。さらに、2023年12月から2024年にかけては、ライセンス生産品の武器輸出、イギリス・イタリアとの共同開発の戦闘機の輸出が可能となりました。そして現政権は、5類型の完全撤廃を決定しました。これらの武器輸出の緩和は、閣議決定で行っております。国会での十分な審議を経ることなく、長年、国民が守り続けてきた国の方針を覆すものです。国会の全会一致決議を内閣だけで書き換えることは、国会軽視、議会制民主主義の形骸化になるんじゃないでしょうか。政府は、防衛装備品技術移転協定を締結した17か国に限定すると説明をしております。しかし、この17か国には、現に南シナ海で中国と領有権を争うフィリピンやベトナム、中東情勢に深く関与するUAEやアメリカも含まれております。これらの国々が将来にわたって一切の紛争に巻き込まれないという保障は、どこにもありません。さらに政府は、現に戦闘が行われている国へは輸出しないとしておりますけれども、国会では、他国で戦闘を行っていても、自国の本土が戦闘状態になれば、現に戦闘が行われている国には該当しない、という趣旨の答弁をしております。これは地理的な観点において、本国が戦闘状態なければ輸出が可能だということになります。御存じのとおり、今年の2月28日に、アメリカとイスラエル、これがイランへの大規模攻撃を行っております。平時に輸出された武器が同盟国の軍事行為で実際に使用される事態は、もはや仮定の話ではございません。そのときに日本製の武器が罪のない人々の命を奪い、その国の暮らしや文化を破壊することになるという事実は消えません。輸出した時点では戦闘している国ではなかったという言い訳は、国際社会には通用しません。平和国家として歩んできた日本の信頼は、取り返しのつかない形で失墜すると私は考えております。また、5類型という歯止めを失ったことで、戦闘機やミサイル、戦闘用ドローンといった殺傷能力を持つ完成品

の輸出に、事実上、フリーハンドで道が開かれます。日本製の武器の拡散は紛争を助長し、安全保障ジレンマ、これを深め、テロや報復行為でのリスクを国民全体に負わせることになると考えております。日本は平和国家として平和貢献の先頭に立つことこそ、世界にも国民にも求められているのではないのでしょうか。そして地方議会は、住民の命と暮らしを守る責務を負います。国民的な議論が十分に行われぬまま進められる、この大きな政策転換に対し、取手市議会が国へ声を上げることは、地方自治の本義であると考えます。以上、申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党です。私も討論に参加したいと思ひまして、登壇させていただきます。もちろん意見書に賛成の討論です。意見書案第4号の殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書についての賛成討論です。今回の武器輸出の解禁について、政府は同盟国や同志国の抑止力・対処力を強化し、望ましい安全保障環境づくりに寄与するとし、また高市首相は、「日本の一層の経済成長にもつながる」とも述べています。日本が紛争や戦争に寄生し、利益を貪る、死の商人国家へと墮落していく道と言わざるを得ません。しかも、軍拡でもうけるのは軍需大企業だけではないのでしょうか。そうした中、国民は物価高で、増税や社会保障の切捨てなどを押しつけられる懸念がされています。——とんでもありません。

最後に、日本が過去に武器輸出を全面禁止していたのは、平和国家として国際紛争を助長することを回避するためでした。平和国家の歩みに逆行する、こうした武器の輸出はやめるべきです。子どもたちに平和な日本をつなぐ責任ある大人の一人として、また取手市議会議員の一人として、この意見書を国に届けたいと思います。以上、賛成討論です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

金澤克仁君。

〔16 番 金澤克仁君登壇〕

○16 番（金澤克仁君） 創和会、金澤でございます。意見書案第3号、中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について、賛成の立場なんですけれども、加増議員の賛成討論に反論する形で賛成討論させていただきます。加増議員の討論の中で、「年金収入が変わらない」という発言がございました。年金は、2026年——令和8年度ですね。国民年金で前年度比1.9%、厚生年金で前年度比2%増となっております。また、4年連続の引上げということになっておりますので、そこは事実と異なりますので指摘をし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。よろしいですか。——討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから意見書案第3号及び意見書案第4号を採決します。採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第3号、中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号、殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4 総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

○議長（山野井 隆君） 日程第4、総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を議題とします。総務文教常任委員会、建設経済常任委員会、各委員長から所管事務調査の件について、会議規則第45条第2項の規定により中間報告したいとの申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの中間報告の申出について、会議規則第45条第2項の規定により承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの中間報告の申出につきましては、承認することに決定しました。

中間報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、小堤 修君。

〔総務文教常任委員長 小堤 修君登壇〕

○総務文教常任委員長（小堤 修君） 委員長の小堤でございます。総務文教常任委員会に付託されています調査事件について、本委員会を代表いたしまして私から中間報告いたします。調査事件名は、令和7年度取手第一中学校3学年との協働事業で可決された提案事項の調査についてです。本委員会の調査項目は、「旧井野小学校クリエイティブ・ラボ」について、「地域資源（学生）を活かした無料学習プログラム」について、及び、「令和に返り咲け井野ショッピングセンター」についての3件です。各項目とも中学生らしい考えや意見でありながら、地域のことや未来のことを真剣に考えた提案であり、当委員会では執行部の考えを聞き取りながら慎重に調査したものです。詳細につきましては、サイドブ

ックスに登載してありますので、そちらを参照していただきたいと思います。以上で、中間報告といたします。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、入江洋一君。

〔建設経済常任委員長 入江洋一君登壇〕

○建設経済常任委員長（入江洋一君） 建設経済常任委員長の入江洋一です。当委員会の中間報告をサイドブックに掲載してありますので、そのとおりでございます。御一読いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を終わります。

以上で、今定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和8年第2回取手市議会定例会を閉会します。

午前10時44分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の6の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____